

✎ 《征稿》 读者来信 中国帰国者第二代 有关国民年金的咨询

“听说有一种制度，可以救济保险费缴纳年限不足规定的 25 年的人，那是一种什么样的制度呢？还有，作为中国帰国者第二代，从什么时候起可以领取国民年金呢？”

进入今年以后，社会保险厅向所有领取年金、以及参加养老保险的人，邮出了“年金特别邮件”，想必大家都收到了吧。一般地说，要想领取年金的话，需要在 20 岁至 60 岁之间缴纳 25 年以上的保险费，才会被承认具备“领取资格”。此外，国民年金中“老龄基础年金”（注）的支付起始年龄为 65 岁。

中国帰国者の第二代，在年金方面的待遇与一般日本国民没有两样。因此，为了老后的人生计划，对日本的年金制度内容做一个准确的把握，是十分重要的。

在这里，我们打算给大家简单地讲解一下为那些因为各种各样的事由，而没能达到领取年金条件的人所建立的救济制度；以及为在 60 岁退休时，想立刻领取年金的人所建立的提前申请年金的制度。

（注）所谓“老龄基础年金”，是指参加国民年金保险制度的人，在达到一定年龄后领取的年金。除此之外，年金还分为“遗族基础年金”及“残疾基础年金”等。

✎ 《相談投稿》 中国帰国者 2 世の方の 国民年金相談

「保険料の納入期間が受給資格の 25 年を満たない場合、救済制度があると聞きました、どのようなものですか。また、中国帰国者 2 世の場合は国民年金をいつからもらえるのでしょうか。」

今年になって、社会保険庁より全ての年金受給者、加入者に「ねんきん特別便」が送付されましたが、皆さんも受け取られたことと思います。一般的に年金を受け取るためには、国民年金の保険料を 20 歳から 60 歳までの間 25 年以上納めていることなどの「受給資格」を満たしていることが必要です。そして、国民年金の「老龄基礎年金」（注）の支給開始年齢は、65 歳となっています。

帰国者 2 世の場合、年金に関しては一般の人と同様ですので、自分の老後の生活設計のために、日本の年金制度の内容を把握しておくことは大切なことです。

今回は、いろいろな事情により、年金受給資格を満たしていない人を救済する制度について、また、60 歳で定年退職した後、すぐに年金を受け取りたいという人のための繰上げ請求制度について簡単に解説します。

（注）「老龄基礎年金」とは、国民年金加入者本人が一定年齢に達した日以後に受給できる年金で、国民年金には、このほかに「遺族基礎年金」、「障害基礎年金」などがあります。

“要是保险费缴纳年限不足 25 年的话……”

对照下述①～⑤五个阶段，要是保险费缴纳年数总和达到 25 年的话，便有资格领取年金。

《保険料を 25 年以上納められなかった場合……》

下記の①～⑤の期間を合わせて 25 年以上になれば年金を受け取る受給資格が満たされます。

$$\begin{aligned}
 & \text{① (保険料) 納入済期間 (保险费) 繳完期間} + \text{② (保険料) 免除期間 (保险费) 免繳期間} + \\
 & \text{③ (保険料) 追納期間 (保险费) 補繳期間} + \text{④ 合算対象期間 合算対象期間} + \\
 & \text{⑤ 現行の任意加入制度の加入期間 現行的任意投保制度之投保期間} \\
 & = \text{25 年以上 (受給資格期間) 25 年以上 (有资格领取年金的期間)}
 \end{aligned}$$

① (保险费) 繳完期間

为每个月保险费的缴纳期间。

② (保险费) 免繳期間

如果收入较少，缴纳保险费有困难的话，可以向市区町村政府提出免繳保险费的申请，社会保险厅经对申请人前一年的收入进行审查，并予以批准的话，申请人可享受保险费全额或部分免除待遇。

保险费的免繳制度分为免繳 3/4 (繳納 1/4)、免繳一半以及免繳 1/4 (繳納 3/4) 三种，其“免繳期間”，将全部被算进“有资格领取年金的期間”内。

只是，社会保险厅在计算年金数额时，将做如下处理：

① (保険料) 納入済期間

毎月の保険料を納めた期間です。

② (保険料) 免除期間

所得が少なく保険料を納めるのが困難なときは、市区町村役場に保険料免除等の申請を行うと社会保险庁で前年度の所得などを審査し、承認された場合は保険料の全額又は一部が免除されます。

全額免除、3/4 免除 (1/4 納付)、半額免除、1/4 免除 (3/4 納付) があり、それぞれの「免除期間」は、まるまる「受給資格期間」として計算されます。

ただし、年金額の計算に当たっては、次のような保険料納付の取扱いとなります。

保険料免除の割合 保険费的免繳比率	保険料納付扱い 折合成保险费金額
全額免除 全免	3分の1か月分 三分之一个月
3/4 免除 (1/4 納付) 免繳 3/4 (繳納 1/4)	2分の1か月分 二分之一个月
半額免除 免繳一半	3分の2か月分 三分之二个月
1/4 免除 (3/4 納付) 免繳 1/4 (繳納 3/4)	6分の5か月分 六分之五个月

此外，在申请享受保险费免除制度并接受审查时，除了申请者本人以外，其配偶或户主的收入也将被列入审查范围内，因此，与具有一定水平以上收入的父母(户主)同居的年轻人，

なお、この保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者や世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者などは、この保険料免除制度を利用することが

将无法享受此免除制度。

③（保险费）补缴期间

如果像上述②那样，申请享受保险费免除制度并被批准者，可以在10年以内，将未缴的保险费补齐（但是，超过规定缴纳期限两年以上者，将罚缴溢价金）。补齐保险费的人，其缴纳期间被视为与全额缴纳者等同。

未申请享受保险费免除制度而擅自滞纳保险费者，如逾期时间在两年之内的话，可以补缴，但是，在滞纳期间如果不缴纳保险费，则整个滞纳期间都不能算进“有资格领取年金的期间”内。

④合算对象期间

合计对象期间，也被人们称为“空白期间”，虽然它包括在有资格领取年金的期间内，可是在计算年金数额时，却不被计算进去。属于这一期间的，为下述几种人：

- ア．在1961年4月1日至1986年3月31日间，作为公司职员的配偶而未任意参加（※）国民保险的期间
- イ．至1991年3月31日以前，作为20岁以上的学生而未任意参加（※）国民保险的期间
- ウ．1961年4月1日以后，20岁至60岁时在海外生活居住的期间
- エ．加入日本国籍以及拿到定居签证者，自1961年4月1日至1981年12月31日在日本滞留、为20岁以上60岁以下的年龄且未加入国民年金的期间
- オ．加入日本国籍以及拿到定居签证者，生活居住在海外期间为1961年4月1日起至取得日本国籍的前一天为止、且年龄为20岁以上60岁以下的期间

できません。

③（保険料）追納期間

②にある保険料免除等の申請を行った場合、10年以内であれば、正規の保険料との差額分を追納することができます（但し、納付期限から2年を超えた場合には、割り増しとなります）。追納した場合には、その期間について全額保険料納付扱いとなります。

保険料免除等の申請を行わずに保険料を滞納した場合は、納付期限から2年以内であれば納付できますが、滞納期間については、保険料を納付しない限り、「受給資格期間」に算入されません。

④合算対象期間

合算対象期間とは「カラ期間」ともいわれ、受給資格の年数には含まれますが、年金額を計算する場合には算入されない期間で、この期間に該当する主なものは、次のとおりです。

- ア．1961年4月1日から1986年3月31日までの間に、サラリーマン等の配偶者で国民年金に任意加入（※）しなかった期間
- イ．1991年3月31日以前に、20歳以上の学生で任意加入しなかった期間（※）
- ウ．1961年4月1日以後の20歳から60歳までの間で、海外に居住していた期間
- エ．日本に帰化した人、永住許可を受けた人などの在日期間で、国民年金に加入していなかった1961年4月1日から1981年12月31日までの20歳以上60歳未満の期間
- オ．日本に帰化した人、永住許可を受けた人などの海外に在住していた期間のうち、1961年4月1日から日本国籍を

(※) 任意参加（指由本人根据自己的意识自由决定是否参加国民年金的制度）已经被取消。

⑤现行的任意投保制度之投保期间

现在，有以下几种国民年金的任意投保制度：

ア．老龄任意投保

满 60 岁时，如果缴纳的保险金不足规定的 25 年，则可以任意（提出要求的的话）投保，将投保期限延长至 65 岁。

イ．特例高龄任意投保

1965 年 4 月 2 日以前出生的人，可以将投保期间进一步延长至 70 岁。只是，年金将从达到领取年金资格之时起发放。

ウ．居住在外国、年龄在 20 岁以上 60 岁以下者的投保

《想从 60 岁起就领取年金的话……》

有一种允许投保者从 60 岁起就领取年金的“提前申请制度”。只是，这样的话，所领取到的年金将比等到 65 岁时领取的数额要少，而且这样的减额发放将一直持续到最后，所以敬请各位小心。

上述内容仅为现行年金制度的一个例子而已。此外，今后年金制度仍然有可能会改变。因此，围绕年金制度，各位读者所居住地区的市町村政府以及您住处附近的社会保险事务所，都负责咨询及答疑事务。敬请您带上养老金手册，前去打听一下。此外，还可以拨打“年金电话”，向社会保险厅（0570-05-1165）咨询。

(O)

取得した日の前日までの 20 歳以上 60 歳未満の期間

(※) の任意加入（加入するか否かは、本人の自由意思で決めることができる制度）は既に過去のものです。

⑤現行の任意加入制度の加入期間

現在、次のような任意加入制度があります。

ア．高龄任意加入

60 歳の時点で、25 年の受給資格期間を満たしていない場合、任意で（希望すれば）、65 歳までに加入期間を延長できます。

イ．特例高龄任意加入

1965 年 4 月 2 日以前に生まれた人については、さらに加入期間を 70 歳まで延長することができます。ただし、年金の受給開始は、受給資格期間を満たした時点からとなります。

ウ．外国に居住する 20 歳以上 60 歳未満の日本人の加入

《60 歳からでも年金を受給したい場合……》

60 歳から年金を受け取ることができる「繰り上げ請求制度」という制度があります。ただし、年金額は、65 歳からの受取額よりも少額で、その減額は一生続きますので注意が必要です。

以上の内容は、現在の年金制度のほんの一例です。また、今後も年金制度は変更になるかもしれません。年金に関する具体的なお問い合わせは、お住まいの市町村役場又は最寄りの社会保険事務所で受け付けています。年金手帳を持参の上、一度お出かけになってみてください。また、社会保険庁の「ねんきんダイヤル」（0570-05-1165）もご利用ください。

(O)